

アメリカ合衆国における 捜査手法、刑事司法制度等の概要 (海外制度調査報告)



アメリカ合衆国
人口:約3億914万人

(2010年4月現在)

法執行機関数

連邦:38機関

州、市、郡等:約1万4千機関

法執行機関職員数

連邦(FBI):約3万4千人

州、市、郡等:約102万4千人

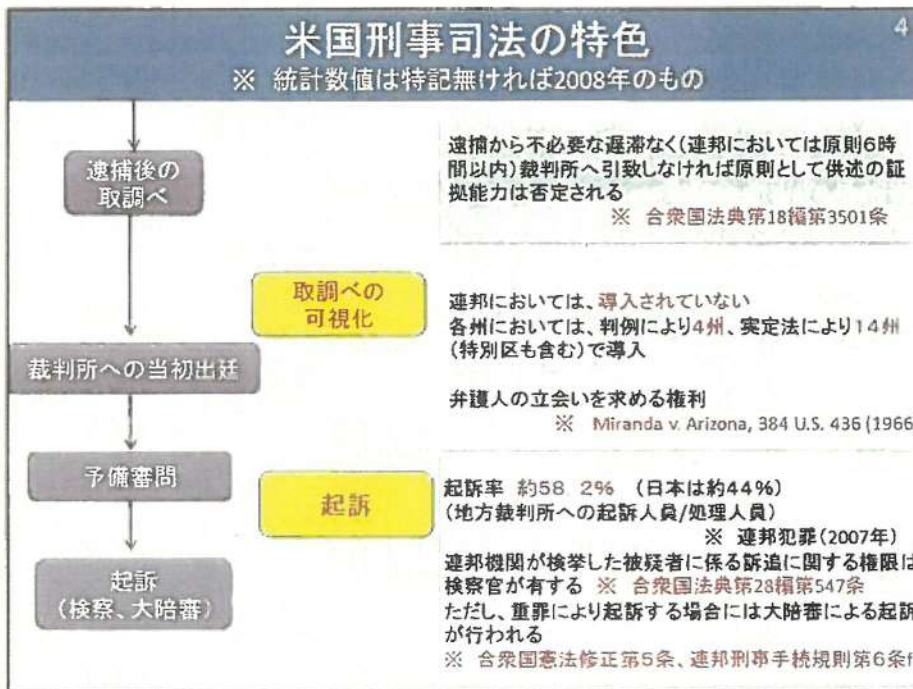
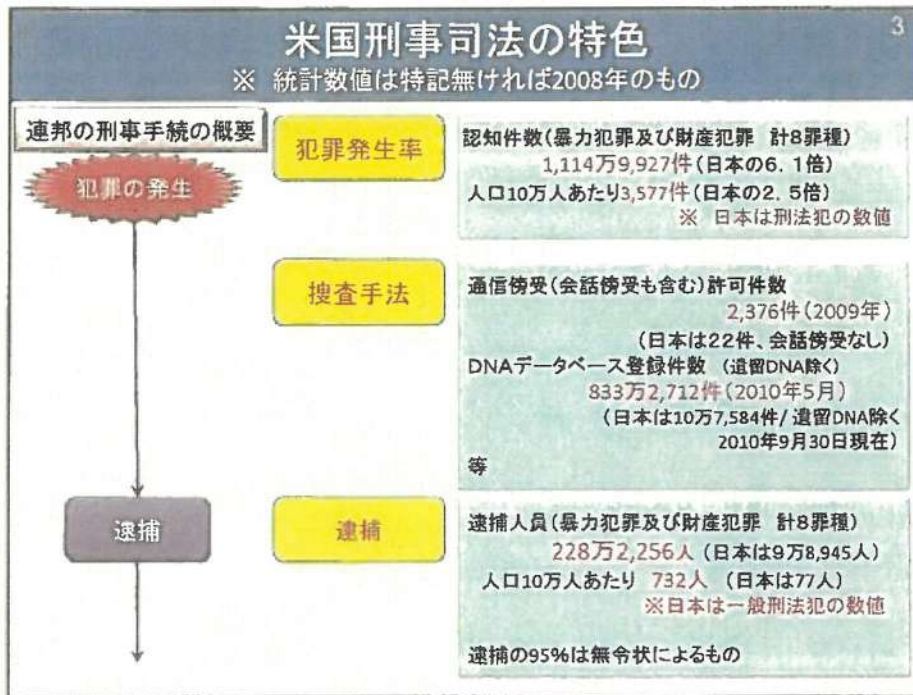
米国の法域、法源

法域

- アメリカ合衆国の形成の際、刑事管轄権は各州に留保。殺人や窃盗等の伝統的な犯罪類型については、原則として州法等で規定し、州等が捜査
- 連邦政府にも、一定の行為を犯罪と規定し、これを処罰する権限

法源

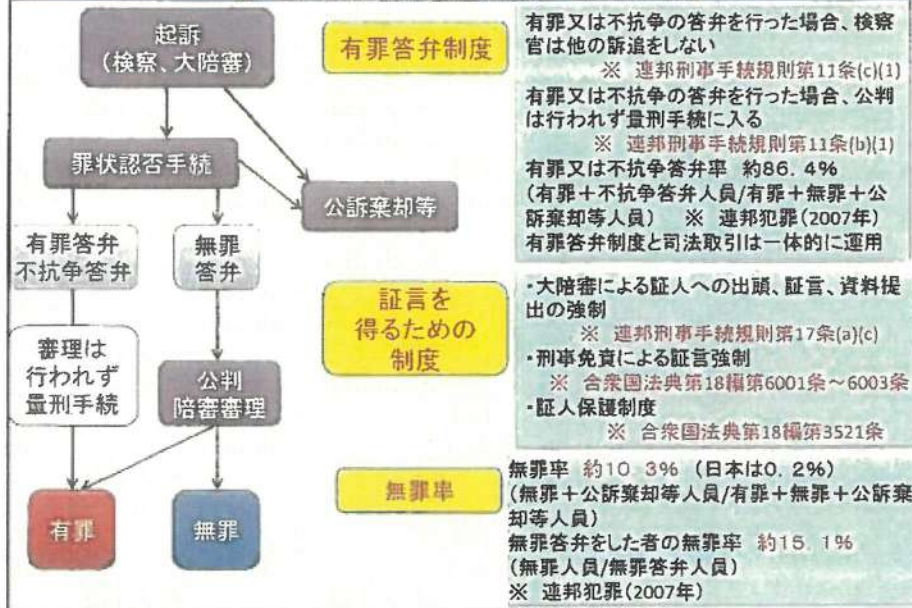
- 実定法には連邦法と州法があり、連邦法は州法に優越(合衆国憲法第6条)
- 実定法に次ぐ法源として、コモン・ローが存在
- 裁判所は、同等又は上位の裁判所が下した法解釈に拘束される(先例拘束性)



米国刑事司法の特色

5

※ 統計数値は特記無ければ2008年のもの



取調べの役割・比重

6

取調べに関する主要な判例等

- いわゆるミランダ判決において、実質的にその自由を奪われた状態で捜査機関による取調べが実施される場合には、被疑者に対し、取調べに先立ち、①黙秘する権利があること、②供述は法廷において不利に扱われる場合があること、③弁護人の立会いを要求する権利があること、④請求により取調べに入る前に公の費用で弁護人を付してもらうことができることを告知する義務を判示
 (Miranda v. Arizona, 384 U.S. 436 (1966))
 さらに、⑤取調べをいつでも打ち切ることのできる権利があることを加えた5つの項目を告知
- 被疑者がミランダ権利の告知内容を理解し、自覚的かつ理知的に放棄しなければ、供述に証拠能力はない
 (Miranda v. Arizona, 384 U.S. 436 (1966))
- 被疑者が黙秘権を行使した場合、それ以後の取調べはできない。また、被疑者が弁護士との相談を要請した場合、それが可能となるまで取調べはできない
 (Edwards v. Arizona 451 U.S. 477 (1981))

取調べの役割・比重

7

取調べに関する主要な判例等

- 逮捕被疑者は、不必要な遅滞なく(連邦は原則6時間以内)裁判官の元へ引致しなければならず、合理的な理由なく遅れた場合、原則として供述の証拠能力は否定される
(合衆国法典第18編第3501条)
- 詐言(「共犯者は自白している」等)を用いた取調べにより得られた供述を一定の範囲で許容
(Frazier v. Cupp, 394 U.S. 731 (1969)等)

取調べの頻度・時間

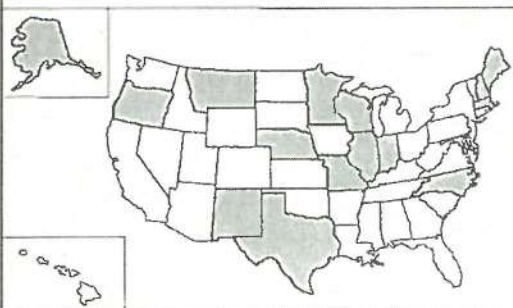
- 被疑者が取調べを拒否することにより、20%程度のケースにおいて、取調べそのものが行われない
(Richard A. Leo, Miranda's Revenge: Police Interrogation as a Confidence Game)
- 取調べ全体を録画している法執行機関に関する調査では、取調べ全体の録画時間の平均は2~4時間
(Videotaping Interrogation and Confessions, US Department of Justice(1993))

取調べの録音・録画

8

取調べの録音・録画の導入状況

- 連邦においては導入されていない
- 各州においては、大きく分けて判例により4州又は実定法により14州(特別区を含む)で導入(2010. 10現在)
- 議会に法案が提出されたが廃案となった州は18州



※ 判例、アラスカ州、ミネソタ州、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州
実定法、テキサス州、コロロビア特別区、イリノイ州、メイン州、ニュージャージー州、ウィスコンシン州、ニューメキシコ州、ノースカロライナ州、ネブラスカ州、メリーランド州、ミズーリ州、モンタナ州、インディアナ州(2011年1月施行)、オレゴン州(2010年7月と2011年7月の段階的施行)

取調べの録音・録画

9

録音・録画の対象

- いずれの州においても、身柄拘束下の取調べ(custodial interrogation)
- 対象犯罪は、各州様々

(例)

- ・特に限定なし(テキサス州)
- ・重罪(モンタナ州、ニューメキシコ州、ウィスコンシン州)
- ・殺人、強姦等の重大犯罪(コロンビア特別区、メイン州、メリーランド州、ミズーリ州、ネブラスカ州、ニュージャージー州)
- ・殺人及び飲酒運転による死亡事件のみ(イリノイ州)
- ・殺人のみ(ノースカロライナ州)

取調べの録音・録画

10

実施の例外

(例)

- 被疑者の同意が得られない場合(コロンビア特別区、イリノイ州等)
- 録音・録画の実施が不可能又は困難であった場合(機器の故障、施設内に機器が設備されていなかった場合等)(コロンビア特別区、イリノイ州等)
- 取調べ官の質問に対する回答でなく、被疑者が自発的に供述を開始した場合(即座に機器を作動させることは困難であるため)(イリノイ州、ミズーリ州等)
- 逮捕後の定型的質問(氏名、住居等)に対して供述が行われた場合(イリノイ州、ミズーリ州等)
- 録音・録画の対象となる犯罪の嫌疑が当時存在しなかった場合(イリノイ州、ネブラスカ州等)
- 州外で取調べが行われた場合(イリノイ州、ミズーリ州等)

取調べの録音・録画

11

実施しなかった場合の効果

実施しなかった場合の効果は様々

(例)

- 訴追側の反証により供述の任意性と信用性が認められれば供述は排除されない(テキサス州、コロンビア特別区、イリノイ州)
- 裁判所が当該供述の許容性(任意性-信用性)を判断する際に、これを減殺させる要因として考慮(ニュージャージー州、ノースカロライナ州、ウィスコンシン州)
- 陪審に対して供述を評価する際に考慮しなければならない旨の警告的説示(モンタナ州、ネブラスカ州、ニュージャージー州、ノースカロライナ州、ウィスコンシン州)
- 録音・録画の欠缺を理由として証拠能力を否定してはならない(ミズーリ州、ニューメキシコ州)
- 実施しなかった場合の効果に関する規定なし(メイン州、メリーランド州)

取調べの録音・録画

12

統一州法委員全国会議によるモデル法案

- 対象犯罪の設定は各州に委ねる
- 対象範囲は、留置施設内で行われる取調べの全過程
- 例外規定は、「取調べの相手方が拒否した場合」、「電子的記録を行うことで、匿名の情報提供者の身元が暴露されたり、法執行官、被疑者又は第三者の安全を脅かされると、法執行官又はその上司が合理的に判断した場合」、「電子的記録装置が故障した場合」等
- 規定に違反した場合、裁判所は電子的記録の不履行を当該供述の任意性又は信用性を判断する際に考慮するものとし、被告人からの申立てがあれば、裁判所は陪審に対して説示を行う

(「UNIFORM ELECTRONIC RECORDATION OF

CUSTODIAL INTERROGATIONS ACT」統一州法委員全国会議 2010年7月起草)

取調べの録音・録画

13

取調室

- ワシントンD. C. 首都警察の取調室

取調室の状況



カメラ

録音・録画の
状況を隣の部
屋でモニタリ
ング可能

取調べの技術とその伝承方法

14

取調べの技術

- FBIにおける取調べ技術
任意の被疑者に対する事前取調べを「準備」等の8段階に分け、身柄を拘束した被疑者に対する取調べを「追及」等の4段階に分けて行う
- 国土安全保障省連邦法執行訓練センターにおける取調べ技術
事前準備として取調べを行う前に「取調べの目標」等の7項目の確認を行い、取調べを「導入」等の5段階に分けて行う

取調べの訓練

- FBI、国土安全保障省連邦法執行訓練センターにおいて、上記取調べ技術等に関する訓練を行っている

裁判における事実認定の状況(黙秘権の有り様を含む)¹⁵

陪審制

- 憲法上、すべての国民に陪審裁判を受ける権利を保障
 - ※ すべての刑事上の訴追において、被疑者・被告人は、犯罪が行われた州及び予め法律で定められる地区の公平な陪審によって行われる迅速な公開裁判を受ける (合衆国憲法修正第6条)
陪審裁判を受ける権利を放棄して、裁判官による裁判を受けることも可能
- 陪審員は原則として12名により構成 (連邦刑事手続規則第23条)
- 直接主義・口頭主義(陪審に付さない手続においても同様) (連邦刑事手続規則第26条)
- 評決は陪審員全員一致でなければならない (連邦刑事手続規則第31条(a))

裁判における事実認定の状況(黙秘権の有り様を含む)¹⁶

立証責任

- 被告人の有罪を立証する責任は検察官が負う
- 起訴事実の主要部分について合理的疑いの余地のない証明をする義務 (合衆国憲法修正第5条及び14条等)

黙秘権(自己負罪拒否特権)

- 何人も刑事裁判において、自己に不利益な供述を強制されない
- 被告人は、証人になること及び証言することを拒否できる (合衆国憲法修正第5条等)

虚偽自白による誤判の状況

17

イノセンス・プロジェクト

- 1989～2010年2月までの間に、DNA型鑑定を行うことによって無実が証明された受刑者は261人
- 約25%は虚偽の自白によるもの。虚偽の自白をした者のうち、約35%は18歳以下又は発達障害を有する者

(Innocence Project ホームページ)

死刑情報センター

- 1976～2010年11月までの間、死刑を執行された者は、1,233人
- 1973～2010年11月までの間、無実が証明された死刑囚は、139人
- 1973～1999年までの間は毎年平均3.1人、2000年～2007年までの間は毎年平均5人が無罪であるにもかかわらず、死刑判決を宣告された

(Death Penalty Information Center ホームページ)

取調べ以外の捜査手法

18

司法取引(答弁取引)

- 検察官と弁護士・被告人は、協議の上、答弁についての合意をすることができる
- 被告人が、訴追された訴因、それよりも縮小された訴因又は関連する訴因のいずれかについて、有罪又は不抗争の答弁を行う場合、検察官が他の訴追を提起しないこと等の措置をとる旨の合意をすることができる
- 裁判所は、答弁合意がされた場合、取引の内容を検討した上、当事者の合意を受け入れるかどうか決定する

(連邦刑事手続規則第11条)

刑事免責

- 裁判所が命令を発した場合には、証人は自己負罪拒否特権を理由として証言又はその他の情報の提供を拒むことができない
- 当該命令により強制された証言等は、いかなる刑事事件においても当該証人に対して使用することができない

(合衆国法典第18編第6001～6003条)

取調べ以外の捜査手法

19

通信傍受

許可件数 2,376件 (2009年)

- FBIや他の連邦捜査機関は、裁判所の許可により有線通信又は口頭の会話を傍受することができる
- 裁判官は、「傍受対象犯罪が行われ、又は行われようとしていると信じるにつき相当の理由があること」等の要件を満たせば、傍受を許可する
- 命令は30日間有効であり、延長可能
- 通信事業者に対し、傍受に関する情報、設備、技術的援助を供与するよう命じることができる
(合衆国法典第18編第2516条、第2518条等)

外国諜報情報の電子監視

許可件数 2,370件 (2007年)

- 監視の対象が外国勢力又は外国勢力のエージェントであること等の要件を満たす場合は、特別の裁判所に対して電子監視を認める許可を請求できる
- 裁判官は、要件を満たす相当の理由がある場合には電子監視を許可
- 許可は、目標達成に必要とされる期間又は90日有効であり、延長可能
(合衆国法典第50編第1802条～第1805条)

取調べ以外の捜査手法

20

身分秘匿捜査

- FBI職員等は偽名又は架空の身分の使用を含む身分秘匿捜査を一定期間連続して行うことが可能
- FBI本部又は地方事務所長の承認により活用可能
- 盗品又は禁止物品の購入等の違法行為も承認により実施可能

(FBIの身分秘匿捜査に関する司法長官の指針)

DNAデータベース

- 対象犯罪で有罪判決を受けた者、逮捕された者からサンプルを採取
- 処罰や釈放条件等の間接強制によって採取への協力を担保

登録件数 (2010年5月現在)

犯罪者DNA 833万2,712件
遺留DNA 31万9,601件

合致件数

捜査に貢献した件数 11万6,000件以上
ヒット件数 11万8,300件以上

(合衆国法典第42編第14132条、第14135条a条、各州法等)

その他調査中の捜査手法・犯罪予防の枠組み

- 性犯罪者登録・情報提供制度

有罪判決を受けた性犯罪者は、居住地の法執行機関に対し個人情報を提供
一定の個人情報については、ウェブサイトで公開

全米性犯罪者登録簿により、法執行機関は性犯罪者情報を共有可能
州によっては、GPSによる性犯罪者監視制度あり

(Wetterling法、1996年Megan法、2006年児童保護・安全法、各州法等)

- 証人保護制度

司法長官は、組織犯罪又はその他の重大な犯罪に関係している証人及び証人
となる可能性のある者に対し、移住やその他の保護措置を提供することが可能

(合衆国法典第18編第3521条)

等